

## 組織規程細則

細則第2号

平成29年2月1日

### (総則)

第1条 この細則は、組織規程（規程第2号。以下「規程」という。）第35条の規定に基づき、機構に置く係及びその所掌事務等を定めることを目的とする。

### (本部総務部総務課に置く係)

第2条 本部総務部総務課に、次の5係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 管理係
- (3) 職員係
- (4) 人事給与第一係
- (5) 人事給与第二係

2 総務係は、規程第11条第1号から第6号まで及び第19号から第21号に掲げる事務をつかさどる。

3 管理係は、規程第11条第7号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。

4 職員係は、規程第11条第13号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。

5 人事給与第一係は、規程第11条第16号に掲げる事務並びに同条第17号及び第18号に掲げる事務（国の職員であった職員に係るものに限る。）をつかさどる。

6 人事給与第二係は、規程第17号及び第18号に掲げる事務（人事給与第一係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

### (本部総務部会計課に置く係)

第3条 本部総務部会計課に、次の5係を置く。

- (1) 予算係
- (2) 会計係
- (3) 契約係
- (4) 決算係
- (5) 厚生係

- 2 予算係は、規程第12条第1号から第3号まで並びに第13号及び第14号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 会計係は、規程第12条第4号から第8号までに掲げる事務をつかさどる。
- 4 契約係は、規程第12条第9号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 決算係は、規程第12条第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。
- 6 厚生係は、規程第12条第12号に掲げる事務をつかさどる。

(本部総務部情報システム課に置く係)

第4条 本部総務部情報システム課に、次の2係を置く。

(1) システム管理係

(2) システム運用係

- 2 システム管理係は、規程第13条第1号及び第2号に掲げる事務(システム運用係の所掌に属するものを除く。)並びに同条第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 システム運用係は、規程第13条第1号及び第2号に掲げる事務(運用に関するものに限る。)

(本部総務部企画・広報課に置く係)

第5条 本部総務部企画・広報課に、次の3係を置く。

(1) 調整係

(2) 評価係

(3) 広報係

- 2 調整係は、規程第14条第1号から第7号まで並びに第15号及び第16号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 評価係は、規程第14条第8号から第11号まで及び第14号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 広報係は、規程第14条第12号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。

(本部国際部国際課に置く係)

第6条 本部国際部国際課に、国際渉外係を置く。

- 2 国際渉外係は、規程第17条各号に掲げる事務をつかさどる。

(本部監理団体部指導課に置く係)

第7条 本部監理団体部指導課に、次の3係を置く。

(1) 指導係

(2) 監察係

(3) 安全衛生係

- 2 指導係は、規程第20条第1号から第3号に掲げる事務（企画及び立案に関するものに限る。）及び第7号から第9号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 監察係は、規程第20条第1号から第3号に掲げる事務（指導係の所掌に属するものを除く。）事務をつかさどる。
- 4 安全衛生係は、規程第20条第4号から第6号に掲げる事務をつかさどる。

(本部監理団体部審査課に置く係)

第8条 本部監理団体部審査課に、次の3係を置く。

(1) 審査第一係

(2) 審査第二係

(3) 一般監理事業係

- 2 審査第一係は、規程第21条第1号から第4号までに掲げる事務（審査第二係又は促進係の所掌に属するものを除く。）並びに同条第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 審査第二係は、規程第21条第1号から第4号までに掲げる事務（理事長が定める職種に係る監理団体に関するもの限り、促進係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 4 一般監理事業係は、規程第21条第1号から第4号までに掲げる事務（一般監理事業の許可に関するものに限る。）

(本部技能実習部認定課に置く係)

第9条 本部技能実習部認定課に、計画認定係を置く。

- 2 計画認定係は、規程第24条各号に掲げる事務をつかさどる。

(本部技能実習部援助課に置く係)

第10条 本部技能実習部援助課に、次の4係を置く。

(1) 援助係

(2) 相談係

(3) 支援係

(4) 整備係

- 2 援助係は、規程第25条第1号に掲げる事務（相談係の所掌に属するものを除く。）並びに同条第2号、第3号及び第10号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 相談係は、規程第25条第1号に掲げる事務（相談、情報提供及び助言に係るものに限る。）並びに同条第4号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。

- 4 支援係は、規程第25条第6号及び第7号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 整備係は、規程第25条第8号及び第9号に掲げる事務をつかさどる。

(係長)

第11条 係に、それぞれ係長を置くことができる。

- 2 監査室長又は総務担当理事が指定する係に、主任を置くことができる。
- 3 係長及び主任は、命を受け、係の事務を処理する。

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行する。